

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 19 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2014

課題番号：22592359

研究課題名(和文) 地方における看護教育制度成立過程の研究

研究課題名(英文) Study of the nursing education system establishment process in the district

研究代表者

小山田 信子(OYAMADA, NOBUKO)

東北大学・医学(系)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：40250807

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：東北地方の看護教育は各県の社会的経済的事情によるバリエーションがある事が明確になった。日清戦争後日本赤十字社の看護婦養成が各地に委嘱され、これと前後してその地の看護婦養成が開始された。現時点で入手できた史料からは、宣教看護師の教えた看護というよりは、伝染病対策の一つとして看護が必要とされ、主として医師が教育にあたったことが明らかになった。

明治30年時点で医師は医学校卒13%、試験及第22%、従来現地開業65%という構成であり、近代医療の発達途上にあった。看護婦養成を担う医師の教育も重要であり、大日本私立衛生会が医療者の衛生意識向上に貢献したことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：It became clear that the nursing education of the Tohoku district had the variation by the social economical circumstances of each prefecture. Nurse training of the Japanese Red Cross Society was entrusted each place with after war of 1894, and nurse training of each place was started with this almost simultaneously. Nursing was required as one of the epidemic measures rather than a wide hold the nursing that the propagation nurse taught. It was found that a physician dealt with education primarily.

The constitution of the physician as of 1897 was medical school 13%, study passing an examination 22% where we were a graduate, conventionally local opening of business 65%. In Japan, medical modern times; was developing. The education of a physician taking nurse training is important. It was found that Japan private institution hygiene society contributed to hygiene awareness improvement of the medical person.

研究分野：基礎看護学

キーワード：看護婦養成 明治期 地方 伝染病 大日本私立衛生会 医師 日本赤十字社 看護職教育

1. 研究開始当初の背景

平成4年、看護婦等の人材確保の促進に関する法律制定後急速に看護系大学が増加し当時11大学が平成23年に200大学となりその後も増加している。人にとって出自が明らかな事が自己存在の核となるように、学問においてもその教育・制度の発生成立過程を明確にすることは重要であり、当該学問を発展させる礎になると考える。

しかるに、近代看護の始まりについて、看護の教科書といわれるものに共通しているのは、宣教師による看護婦の養成所として、ミス・リードによる有志共立東京病院看護婦養成所、ツルー、アグネス・ヴェッチによる桜井女学校、リング・リチャーズによる京都看病婦学校の記述である。日本各地の看護大学で学ぶ看護のルーツは宣教看護師の教えによる看護であるのかないのか、当該地独自の看護活動の萌芽が発達したものなのかについては今のところ不明である。看護の基礎教育を大学が担うにあたり、それぞれの大学の理念を基に学問として看護を追及する意味でも、日本各地の看護教育のルーツを認識する意義は大きい。看護を学ぶ学生にとり、看護の歴史的経緯の理解が看護職アイデンティティ確立に有用であるとする研究もある (Anglin LT 1990)。

そこで、地方における看護教育制度成立過程について調査することに着目した。

2. 研究の目的

看護師の全国統一規則である看護婦規則制定(大正4年)に至るまでの地方における看護教育制度成立過程を明らかにする。日本の看護教育制度成立過程の特徴を明確にし、看護大学生および看護職者のアイデンティティ形成に資することを目的とする。

3. 研究の方法

東北北海道地方の歴史書、公文書、当時の地方新聞、県看護協会所有の資料等に直接あたり、史料を発掘する。また、必要時地方自治に設置されている看護師養成所や看護系大学の協力を得ながらその施設の沿革ならびに所蔵の史料を確認する。

史料をもとに、東北北海道地方の看護教育成立過程について叙述する。

4. 研究成果

史料の保存状況が多様であり、火災による史料損失やマイクロフィルム史料保存形態により解読作業のペースに制限が生じるな

ど、作業が難航した。そのため対象地域を東北地方に限定し史料の確認作業を行った。以下県ごとに述べる。

【宮城県】

1史料: 1)宮城県議会文書から通常縣會議按原義, 2)宮城医学校書類, 3)明治廿一年度生徒試業書類綴, 4)宮城医学校第六年報, 5)明治35年宮城郡事業年報, 6)宮城県布達文書, 7)陸羽日日新聞(明治13年7月~明治15年12月), 8)奥羽日日新聞(明治16年1月~明治24年5月), 9)東北新聞(明治31年1月~34年12月), 10)仙台日日新聞(明治11年1月~明治13年3月), 11)法令集(明治13年~明治32年), 12)宮城県史6厚生, 13)宮城県議会史 第一巻, 第二巻, 14)衛生局年報(明治9年~明治28年), 15)東京医事新誌, 16)民陵百十年

2 結果: 宮城病院における看護婦養成規則は、規則の名称の表現、学科目、入学要件、学資の内容等から、同系列の東京帝国大学医科大学附属医院における養成規則よりは日本赤十字社による養成規則に類似性が見出せた。

宮城病院看護婦養成所における教育は、明治32年、33年は日本赤十字社宮城支部に委託していたことが明治33年11月宮城県会議案原義の予算書から明らかになった。学科を委託していたことから、看護学は日本赤十字社の教科書である看護教程を使用して教授されたと考えられる。明治34年以降は宮城病院独自で教育を行い、明治41年まで1年に4名ずつ養成していた。

宮城県の郡部においては、明治34年から郡内に看護婦養成所を設置するか、仙台や近辺の看護婦養成所に委託し速成看護婦の養成を行った。看護法の講師は、日本赤十字社の看護婦が担っていた。

宮城県には明治27年に日本赤十字社宮城支部が養成した戦傷者に対する速成看護婦が存在し、明治30年には日本赤十字社宮城支部で養成する看護婦、明治32年より修業年限1年の宮城病院で養成する看護婦が存在した。そして、明治34年から伝染病対策のための速成

看護婦が存在した。宮城県には看護婦という名称で、教育背景、期待される役割、活動内容が異なる事態が生じるようになった。このため宮城県において看護婦が統一される必要性が生じ、明治38年宮城県看護婦取締規則が制定された。

【秋田県】

1 史料：1) 秋田県史，2) 秋田県報（明治 28 年～29 年，明治 33 年，明治 39 年）3) 秋田県看護史（日本看護協会秋田県支部編），4) 遼瀾新聞（明治 7 年 2 月～明治 11 年 8 月），5) 秋田遼瀾新聞（明治 27 年 1 月～4 月），6) 秋田魁新報（明治 30 年 9 月～7) 中外医事新報 448 号

8) 大日本私立衛生会雑誌

9) 京都医事衛生誌 51 号

2 結果：秋田県看護史には、明治 28 年伝染病患者看護の看護婦講習会開始、明治 29 年日本赤十字社秋田支部準備看護婦養成開始とある。大日本私立衛生会雑誌に以下の記事が確認できた。群馬県碓氷看護婦講習 3 カ月を行い(180 号,M31) この看護婦たちの評判がよかった(182 号,M31)。長与中央衛生会局長の演説「伝染病隔離避病院は警察事業ではなく信用のある医師と相応の看護婦を備え看護婦養成を図り病院に供給する」(181 号,M31)。山梨支会にて看護婦養成決議 10 名 2 カ月(182 号,M31)。秋田県地方衛生会委員赤星敬二郎が看護婦養成所設置の建議提出「看護その人に適するは婦人に如くものはなし・養成所を県事業として設置し多数看護婦をして県内普ねからしめ一県の幸福を増進・」(185 号,M31)

明治 31 年 5 月 2 日各府県衛生主任会議において、出席者が報告すべき事項に「看護婦の現状及びその養成」が明記されていた(京都医事衛生誌 51 号,M31)。報告事項ということは、取り組むべき課題ということにもなり、他県での看護婦養成状況を把握する機会にもなっていたといえる。つまり、伝染病予防

法制定後、各地で看護婦講習がおこなわれつつあり、その評判がいいことがきかれるようになった。中央衛生会局長から看護婦養成を奨励する演説があった。府県衛生主任会議で看護婦養成に関する進捗状況の報告が課せられる、という背景があり秋田地方衛生会委員の建議が提出された解釈できる。

秋田県は、歩兵第 17 連隊が全部秋田に転営することになり、軍事衛生上伝染病予防はより切実な状況であった(中外医事新報 448 号,M31)。明治 32 年 12 月秋田県議会文書から明治 33 年の衛生補助費に看護婦養成補助費として 1044 円計上されていた。秋田魁新聞に(明治 32 年 7 月 30 日 p2) 秋田病院看護婦養成規則(秋田病院は明治 29 年より私立)が掲載されていた。第一條に、本所は善良なる看護婦を養成して一般患者の需に応じ又は完全なる家庭看護を修得せしむるを以て目的とする、とある。一般患者の求めと完全なる家庭看護の内容であるところが日赤の救護看護婦、準備看護婦とは異なる所である。

【福島県】

1 . 史料：1) 福島県看護史(1986),2) 福島県女性史(1998),3) 福島県県議会議事録速記明治 35 年～37 年,4) 官報(明治 16 年～34 年),5) 福島県統計書(明治 14 年～44 年)6) 衛生局年報(明治 9 年～大正元年)

2 結果：明治 25 年より公私立病院内訳に“看護人”の数が記載され始め、公立病院 3 私立病院 10 前後で推移していた。外来患者数の変化に連動するように医師と看護婦の数が変化していた。市町村二設置スベキ避病院設備標準(明治 28 年内務省訓令第 4 号)、伝染病予防法(法律第 36 号)、予防法施行手続(訓令第 160 号)等により速成看護婦養成が開始した。日赤支部が三郡共立病院に依頼して看護婦養成開始する(明治 28 年 2 月より大正 9 年まで)。明治 32 年福島県の赤痢流行により速成看護婦養成の需要が増大した。明治 35

年凶作で平年の半分の収益により行政予算が逼迫した。

明治 36 年福島県議会速記録に「看護婦養成所ト云フヤウナモノガ出来マシタナラバ自然ソレ等ニハ相当ノ技術アル医師ヲ聘シテ講習モスルト云フ場合ニナッテ居リマスノデ、サウ云フ組織ノアリマシタ場合ハ此ノ産婆講習ト云フモノハヤハリ其看護婦会ニ之ヲ委託ヲシテ講習ヲサセルト云フヨウナ事ハ敢テ差支ナイコトニナッテ居リマスカ・・・看護ノ方ニ所謂衛生上ニ関係シテ居リマスカラ、其方ニ産婆ノ組織ガ共ニ付帯シテ出来マシタナラバ、其ニヤラセルト云フコトモ敢テ差支ナイダラウカ、・・・」とあり。看護婦養成所は相当の技術ある医師を招聘し講習する事になっているため、財政逼迫しているため、その看護婦養成者に産婆講習をも委託する提案がなされた。福島県に於いても、日赤看護養成が先行している。

【山形県】

1 史料: 1)山形県史資料編 19 昭和 53 年,2)山形県史第四巻 近現代編上昭和 59 年 420-427,3)山形新聞(明治 9 年 9 月 1 日～明治 11 年 12 月 25 日),4)出羽新聞(明治 17 年 3 月～明治 20 年 3 月 29 日),5) 山形県通常県会筆記(明治 23 年度～明治 26 年度),6)通常県会決議録明治 26 年度,7)明治 32 年通常県会決議録,8) 明治 35 年通常県会決議録,

9)明治 36 年度通常会・明治 37 年臨時会決議録,10)明治 37 年～39 年 通常県会決議録

2 結果: 東北の中で山形県のみ大正 4 年の看護婦規則前に県看護婦規則制定がみられない。山形県では産婆養成開始は早かったが、明治 22 年には産婆養成が中止され、産婆開業検定試験のみ実施されていた(明治 23 年山形県通常県会筆記 p104)。明治 32 年予算までは産婆養成所費補助は検討されておらず、産婆検定試験費が 93 円 5 銭計上されている。23 年度の検定試験予算は 112 円となっており、32 年は 23 年から継続の産婆検定

試験による対応がなされていたと考えることができる。それが、36 年度予算検討では、検定試験が 10 円に減少し産婆養成所費補助が 360 円計上されていた。明治 33 年、34 年の時点で産婆養成に関する変更事項が生じたものと推測できる。この時期の出来事としては、産婆規則制定(明治 32 年 6 月)があり、この方針に対応した教育を検討された可能性が考えられる。県会議事録に欠落年度があり、他の史料発掘が望まれる。

【青森県】

1. 史料: 1) 青森県統計書 明治 18 年～明治大正元年,2)青森県議会史 昭和 37 年,3)日本赤十字社青森県支部七十年小史 1958,4)東奥日報(明治 21 年 12 月～明治 23 年 12 月),5)東京朝日新聞 6)衛生局年報第六次～明治 43 年,7)東奥日報小史 昭和 6 年

2. 結果

日本赤十字社青森県支部七十年小史によると、青森県での救護看護婦養成は、明治 29 年 8 月に開始している。一般の看護婦とは異なる救護活動の専門的看護婦であり、戦時平時を問わず、傷病者に対し最初の大切な処置をするため、普通の看護婦以上の技術知識精神を身につけている事が重要とされた。

東奥日報(明治 30 年 1 月 12 日)に、「当地病院内看護婦人養成所は昨年 12 月下旬いとまず閉所せしが・・・」という記事がある。明治 29 年に病院内看護婦人が養成されていたことになる。明治 29 年 2 月 18 日付東京朝日新聞には、「知事及びその他高等官の婦人令嬢発起人となり看護婦学会を設立し本日その発会式をおこなふ」とあり、看護関連の動きがあったらしいことは分かるが詳細は現在のところ不明である。

看護職の養成として、産婆に関する記事を確認できた。明治 22 年 6 月 28 日 29 日付東奥日報に長谷川有造の産婆教育に関する提言が掲載されている。 嚴重に今後の産婆を試験すべき、各郡に産婆講習会を設けるこ

と 県下に一の産婆講習所を設けることとし、針医にして産婆を兼ねる者多く、こちらの教育も併せて行うことが必要としている。長谷川有造は青森県医学校の卒業で、明治 18 年から東京に遊学し帰郷後弘前病院、鱒ヶ沢病院に勤務している。東京でどこに学びなをみてきたのか、更なる史料の発掘が必要である。

【岩手県】

1.史料: 1)岩手済生新報第 50 号,第 51 号, 2)岩手県一百人 第一編 阿部直道 1907 国会図書館, 3)国家医学会雑誌 第 87 号,4)岩手県統計書(明治 14 年~明治 42 年) 5) 岩手県職員録 大正 15 年 8 月 15 日現在,6)文部省報告明治 12 年学事諸表(明治 12

2.結果

明治 9 年県令島が盛岡に病院創設し、明治 22 年 3 月まで県立病院として存続。その後豪商佐藤徳清らが敷地建物備品一切を借用し、私立病院として存続するが、借用人の行為が公益に反すると指摘され、佐藤らは借受物件すべて返納する。県会は県立病院を再興する意図なく、医師三田俊二郎、三浦直道が奮起し敷地建物を借用し病院を開設し医師・産婆・看護婦を養成し公益を図る案をたて、県会の同意も得られ、10 年貸与の許可を得る。明治 30 年 4 月開院し養成事業に着手、8 月に日本赤十字社岩手支部の準備看護婦養成を囑託される。無報酬でこれに応じ、病院看護婦と共に授業を行い 36 名の看護婦養成に協力した。岩手県では明治 38 年看護婦試験制度を設けている。産婆は明治 34 年に学校組織に改め看護婦養成所と分離する。県内各郡が郡費で補助して産婆養成を奨励し、明治 37 年より授業料を徴収し、専門学科以外に裁縫・料理・作法・茶の湯等の学科も課された。

以上から、東北地方各県それぞれに独自の事情があり看護職養成が行われていたことが確認できた。日赤の救護看護婦や準備看護

婦の養成が当該地の病院に委嘱されこれと前後して各地の看護職養成が開始された。看護婦と産婆は別個の職種であるが、明治期すでに合同で教育するということが行われていた。岩手県では公立病院が閉鎖され、私立病院として再起するにあたり公益を考え、医師・産婆・看護婦を一緒に教育する事が実行されていた。教室の都合で、医師養成が途中から分離するが、その発想は協働する職種の教育という観点からも興味深い。

以上から、東北地方各県それぞれに独自の事情があり看護職養成が行われていたことが確認できた。日赤の救護看護婦や準備看護婦の養成が当該地の病院に委嘱され、これと前後して各地の看護職養成が開始された。看護婦と産婆は別個の職種であるが、明治期すでに合同で教育するということが行われていた。岩手県では公立病院が閉鎖され、私立病院として再起するにあたり公益を考え、医師・産婆・看護婦を一緒に教育する事が実行されていた。教室の都合で、医師養成が途中から分離するが、その発想は協働する職種の教育という観点からも興味深い。

地方における看護教育は地方の事情によりバリエーションがある事が明らかになった。日本の看護教育成立過程の特徴の理解のためには、未調査の地方についても研究する必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

投稿中

〔学会発表〕(計 2 件)

- 1) 小山田信子, 高橋みや子, 明治期の福島県地方において看護産婆学校が成立した背景, 第 34 回日本看護科学学会学術集会, 2014 年 11 月 30 日, 名古屋国際会議場: 名古屋
- 2) 小山田信子, 県令看護婦規則制定までの秋田県における看護婦養成過程, 第 33 回日本看護科学学会学術集会 2013 年 12 月 7 日, 大阪国際会議場: 大阪

〔図書〕(計 0 件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

小山田 信子 (OYAMADA NOBUKO)
東北大学・大学院医学系研究科・准教授
研究者番号：40250807

(2)研究分担者

高橋 みや子 (TAKAHASHI MIYAKO)
宮城大学・看護学部・教授
研究者番号：20070766